



住民税の申告

所得税の確定申告はお早めに

2月16日～3月15日まで

申告は青色で

確定申告のための説明会

所得税や住民税の申告書の書き方や税法の改正点などの説明会を開催いたしますのでご利用ください。

日時—— 2月12日(金) 13時30分～
場所—— 八日市場市立公民館

所得税出張相談

月 日	会 場	時 間
2月26日	八日市場市役所	9:30～16:00

譲渡所得税・贈与税出張相談

月 日	会 場	時 間
2月24・25日	光町役場	9:30～16:00

税理士の無料相談

月 日	会 場	時 間
3月4・5日	光町役場	9:30～15:30

所得税相談、譲渡所得税・贈与税相談は2月16日から3月15日まで銚子税務署でも行っています。

納税は振替で

所得税の特別減税

「昭和五十六年分所得税の特別減税」が実施されました。特別減税額は次の①、②のうちいずれか少ない金額です。

①五百円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族数)

②昭和五十六年分の特別減税前の所得税金額

還付申告は二月十五日以前でも

還付を受けるための申告書(給与一ヶ所の方で医療控除などで還付を受けられる場合は還付用申告書があります)は二月十五日以前でも受け付けています。

申告相談

税務課による申告相談は、三月三日(水)から十五日まで役場二階第二、第三会議室で、午前九時から午後四時(ただし、土曜日は午前十一時)まで行っていますので、お気軽にご利用ください。

めに済ませましょう。
サラリーマンでも確定申告をしなければならぬ場合や、した方が得な場合があります。

「しなければならぬ場合」

- ①給料・賞与の総額が一千万円を超えるとき
- ②二か所以上から給与をもらったとき
- ③給与以外の所得が二十万円を超えるとき
(但し住民税の申告は二十万円以下でも申告してください)

「した方が得な場合」

- ①マイホームを取得したとき
- ②火災や風水害、盗難などの被害を受けたとき

銚子税務署
0479-221571
役場税務課 04-1211
有205-011